

様式4の7（随意契約）

抽出事業[プロポーザル]説明書

発注機関名：健康福祉部こども・青少年総合対策室

業務名	地域子育て環境充実度を「見える化」するためのツール開発に向けた測定要素の検討業務委託																
業務概要	<p>「京都府子育て環境日本一推進戦略」の目指す社会像の早期実現につなげるため、市町村等地域が自発的に考え、行動する機運の醸成を目指して、地域の子育て環境充実度を「見える化」するためのツールを、令和元年度及び令和2年度の2カ年で作成する。</p> <p>本委託業務においては、子育て環境充実度を測定するツールの作成に向けて、(1)～(4)の調査及び分析を行い、構成項目を下記に分類・整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域指標：まちづくりの観点から大別した、子育て環境充実度を構成する属性 ・評価分野：評価要素をカテゴリ分けしたもの ・評価要素：子育て環境充実度に影響を与える測定可能な要素 <p>(1) 子育て環境充実度の測定要素検討に資する文献等を用いた調査 (2) 京都府内の市町村への子育て支援事業等の取組状況や課題認識に関するアンケート調査 (3) 京都府内の市町村との意見交換を通じた測定要素の検討 (4) 有識者との意見交換、それらを踏まえた要素のとりまとめ</p>																
公募型プロポーザル方式の対象業務に適合する理由	<p>本業務は、京都府が目指す子育て環境日本一の実現につなげるため、地域子育て環境充実度を見える化するためのツール作成に向けた要素検討にあたり、データ解析と市町村調査により検証し、ツール案を作成するものである。目的達成のためには、膨大な既存データの中から成果に結びつく適切なデータを収集・選択する調査分析力や、自治体関係者及び学識経験者と対等に議論し的確に分析を進める専門的知識等の業務遂行能力を重視する必要があることから、事業者の業務遂行能力を提案により測ることが可能な公募型プロポーザル方式による業者選定を行うことでより優れた成果が期待されるため。</p>																
参加資格要件及びその理由	標準的な京都府の参加資格要件以外には、特になし																
参加申請者数	2者																
選定経過	<table> <tr> <td>公募期間</td> <td>令和元年11月6日～令和元年12月5日</td> </tr> <tr> <td>申請受付</td> <td>令和元年11月6日～令和元年12月5日</td> </tr> <tr> <td>外部有識者意見聴取</td> <td>令和元年12月11日</td> </tr> <tr> <td>選定結果の通知</td> <td>令和元年12月17日</td> </tr> <tr> <td>契約日</td> <td>令和2年1月14日</td> </tr> <tr> <td>見積限度額</td> <td>4,150,000円（税込）</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>4,147,000円（税込）</td> </tr> <tr> <td>契約期間</td> <td>令和2年1月14日～令和2年3月31日</td> </tr> </table>	公募期間	令和元年11月6日～令和元年12月5日	申請受付	令和元年11月6日～令和元年12月5日	外部有識者意見聴取	令和元年12月11日	選定結果の通知	令和元年12月17日	契約日	令和2年1月14日	見積限度額	4,150,000円（税込）	契約金額	4,147,000円（税込）	契約期間	令和2年1月14日～令和2年3月31日
公募期間	令和元年11月6日～令和元年12月5日																
申請受付	令和元年11月6日～令和元年12月5日																
外部有識者意見聴取	令和元年12月11日																
選定結果の通知	令和元年12月17日																
契約日	令和2年1月14日																
見積限度額	4,150,000円（税込）																
契約金額	4,147,000円（税込）																
契約期間	令和2年1月14日～令和2年3月31日																
選定業者	公益財団法人中国地域創造研究センター																
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書を的確に踏まえ、具体的で実現性のある提案である。 ・業務を遂行する体制が整っており、類似事業業務実績を生かした遂行が期待できる。 																

地域子育て環境充実度を「見える化」するためのツール開発に向けた 測定要素の検討業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 事業の目的

新たに京都府オリジナルの制度として、地域の子育て環境充実度を「見える化」するためのツールを作成することにより、市町村等地域が自発的に考え、行動する気運を醸成し、「京都府子育て環境日本一推進戦略」の目指す社会像の早期実現につなげる。

2 業務概要

- (1) 業務名 地域子育て環境充実度を「見える化」するためのツール開発に向けた測定要素の検討業務委託
- (2) 業務内容 別添「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和2年3月31日まで
- (4) 委託上限額 4,150,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、複数の団体がグループを構成して応募する場合は、すべての構成員が次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室
電話：075-414-4602 F A X：075-414-4586
電子メール：kodomo@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和元年11月6日（水）～12月3日（火）
（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の担当部署で配布するほか、京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>) からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和元年11月6日（水）～12月5日（木）正午
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（1）に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

5 事前説明会

(1) 開催日時：令和元年11月13日（水）午後1時30分～午後2時30分

(2) 開催場所：京都府庁内会議室を予定しており、別途通知する。

(3) 申込方法：事前説明会に参加を希望する者は、申込期限までに参加申込書（様式任意：会社名、連絡先、出席者名）を作成し、4（1）の担当部署へ提出すること。（FAX可、ただし着信確認の電話を行うこと。）

(4) 説明会への申込期限：令和元年11月11日（月）午後5時まで

6 質疑・回答

(1) 受付期間：令和元年11月11日（月）～令和元年11月18日（月）午後5時必着

(2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4（1）の担当部署へ提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「地域子育て環境充実度を「見える化」するためのツール開発に向けた測定要素の検討業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和元年11月22日（金）

(5) 回答方法：質問への回答は京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページ

(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>) に掲示し、個別には回答しない。

7 応募書類

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（別紙第1号様式）
- イ グループ構成員表兼委任状（第1—2号様式）
※グループ応募を行う場合
- ウ 企画提案書
- エ 価格提案書（見積書）
- オ 実績調書（別紙第2号様式）
- カ 府税納税証明書（別紙第3号様式）
- キ 消費税及び地方消費税納税証明書
※カ及びキについては、発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
- ク 営業（事業）経歴書（別紙第4号様式）
- ケ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。
（ア）法人登記簿謄本 ※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
（イ）法人定款
- コ 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。
（ア）団体の規約
（イ）役員一覧
- サ 企業概要

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案書作成要領のとおり。

(3) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書及び価格提案書（見積書）について、応募事業者1者につき30分程度のプレゼンテーションを行い、評価基準に基づいて、外部有識者のヒアリングを15～30分程度実施する。プレゼンテーションの様式は任意であり、パソコン等を使ってプレゼンテーションを行う場合には京都府でスクリーンを準備する。

<プレゼンテーションの日程・場所>

日程及び場所については別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書（見積書）、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書(見積書)の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書(見積書)を再作成し、再提出された価格提案書(見積書)の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

- 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書(見積書)の金額が2(4)の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、以下の項目を京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点
 - ※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号)第159条第2項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払とする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書(見積書)については、1者につき1提案に限る。
- (3) グループ応募の場合は、構成員ごとに7(1)カ～サの書類を提出すること。
- (4) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書(見積書)の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (5) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。

- (6) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (8) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。

地域子育て環境充実度を「見える化」するための ツール開発に向けた測定要素の検討業務委託仕様書

1 業務名

地域子育て環境充実度を「見える化」するためのツール開発に向けた測定要素の検討業務委託

2 背景、現状及び課題

京都府では、今まで経験したことのない急速な少子・高齢化に伴い人口減少が進行しており、平成30年度においては、合計特殊出生率は全国ワースト3位の1.29となっている。その要因として、京都府は、とりわけ若い世代の未婚率が高いこと（未婚化）、平均初婚年齢が高い（晩婚化）ことが特徴である。

一方で、府の意識調査によると、8割以上の若者が結婚を希望するものの、結婚を希望する条件として、希望の相手に出会うことのほか、経済的余裕や雇用の安定等がある。また、条件が許せば産み育てたいと考えている理想の子ども数は、男性2.4人、女性2.5人であるが、子どもを持つ場合の条件には、雇用の安定、保育サービスの充実や職場の理解への不安、住宅取得等の不安等がある。

このため、若者が結婚の希望を叶え、安心して子どもを生み育てられるよう、出会い・結婚から妊娠・出産、子育て、保育・教育、就労に至る総合的な子育て支援を粘り強く行う必要があるが、京都府では、社会全体で子育てを見守り支える、あたたかい子育て社会を目指すための指針として、本年9月に「京都府子育て環境日本一推進戦略」（以下「推進戦略」という。）を策定したところである。

推進戦略では、目指す社会像の実現に向けて、4つの重点戦略「子育てにやさしい風土に包まれた京都府社会の実現」、「子育てしやすい安心・安全な街づくりの実現」、「若者が安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる雇用環境の創出」、「地域の絆・地域の子育て力の再構築」を掲げ、これに基づき取組を進めていくこととしている。

3 目的

新たに京都府オリジナルの制度として、地域の子育て環境充実度を「見える化」するためのツールを作成することにより、市町村等地域が自発的に考え、行動する気運を醸成し、推進戦略の目指す社会像の早期実現につなげる。

そのため、子育て世代にとって魅力的なまちという観点で地域を分析するとともに、地域の子育て環境充実度を客観的に測るために、地域の魅力などの「見える化」を図り比較可能な形で評価できるよう、基礎的な要素だけでなく、地域特性も加味できる要素の洗い出しを行った上で、市町村等が今後、充実を図る施策等を検討できるツールを作成する。

本委託業務においては、来年度中の作成に向け、今年度は子育て環境充実度を測定するツールの作成に向けた、「5 業務内容」に示す業務を行うこととする。

4 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

5 業務内容

「子育て環境充実度」を具体化するため、推進戦略を踏まえ、下記の（１）～（４）の調査及び分析を行い、構成項目を下記に分類・整理すること。

- ・地域指標：まちづくりの観点から大別した、子育て環境充実度を構成する属性
- ・評価分野：評価要素をカテゴリ分けしたもの
- ・評価要素：子育て環境充実度に影響を与える測定可能な要素

（１）子育て環境充実度の測定要素検討に資する文献等を用いた調査

政府統計、地方公共団体や民間の統計、及び他地方公共団体の事例や各種研究等の文献から得られた知見を踏まえ、幅広い観点から測定要素の洗い出しを行い、市町村の特徴や課題等を評価できるツールのあり方を検討すること。

（２）京都府内の市町村への子育て支援事業等の取組状況や課題認識に関するアンケート調査

（１）で整理した内容をもとに、出会い・結婚から妊娠・出産、子育て、保育・教育、就労に至るまで総合的な子育て支援を行うことができるまちづくりという視点で、地方公共団体としてどのような取組を行っており、今後どのような対応が可能であるかなど 15～20 程度の質問により調査すること。

（３）京都府内の市町村との意見交換を通じた測定要素の検討

（１）の調査結果及び（２）のアンケート結果を踏まえ、京都府内の市町村の子育て関係課や施策立案担当課等にヒアリングを行い、ツールを構成する測定要素及びツールの活用方法についての意見交換を行うこと。ヒアリングは最低 5 回行うこと。

（４）有識者との意見交換、それらを踏まえた要素のとりまとめ

子育て支援、少子化対策に知見を持つ者・人口動態、政府統計等に知見を持つ者等、有識者 3 名程度へのヒアリングや意見交換会を行うこと。ヒアリングや意見交換会等は最低 3 回以上行うこと。必要に応じて謝金及び旅費を支給すること。

上記（１）～（４）を踏まえた検討結果について、結果報告書としてまとめること。

6 スケジュール（予定）

	12月	1月	2月	3月	
(1)子育て環境充実度の測定要素検討に資する文献等を用いた調査	→				
(2)京都府内の市町村への子育て支援事業等の取組状況や課題認識に関するアンケート調査		→			
(3)京都府内の市町村との意見交換を通じた測定要素の検討			→		
(4)有識者との意見交換、それらを踏まえた要素のとりまとめ				→	

7 成果物

次に掲げる成果物を京都府に提出すること。

なお、報告書の取りまとめに当たっては、京都府と十分な調整を行うこと。

- ア 結果報告書（A4版） 50部
- イ 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 一式
- ウ 上記ア～イに係る電子データ

8 委託料上限額

4,150,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

9 その他

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都府と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都府の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはいけない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都府の責めに帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 著作権

成果物（上記7）の作成過程で発生した本業務に固有の手法、資料の著作権は京都府に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務に遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、京都府に有益な提案を積極的に行うこと。

地域子育て環境充実度を「見える化」するためのツール開発に向けた
測定要素の検討業務委託 採点表

評価項目	評価内容	配点	A	B
			平均点	平均点
全体の評価	提案内容の的確性（仕様書を踏まえた明確・具体的な提案）	5	4	4
	提案内容の的確性（効果的・効率的に実施するための提案）	5	3.66	4
	提案内容の実現性	5	4	4.33
	事業への理解・知識	5	4	4
提案項目①	データ収集の対象や手法が、測定要素検討に必要なデータを的確に把握できるものとなっているか	5	3.66	3.33
	データ収集の対象や手法が、京都府オリジナルのツール作成に資する独自の内容になっているか	5	2.66	3.66
	従来の子育て支援・少子化対策に関する取組の強化に加え、雇用や地域コミュニティの形成など幅広い視点を踏まえた提案となっているか	5	4	4
提案項目②	アンケート調査内容が京都府内の現状把握に効率的かつ的確なものとなっているか	5	4.33	4
	各地域の特性を明らかに出来るような調査内容や方法となっているか	5	4.33	4
提案項目③	提案業務に必要な学識経験者等とのネットワークを有しているか	5	4	3
	要素の取りまとめ手法が京都府オリジナルのツール作成に資する内容となっているか	5	3.33	4.33
	ツール策定に活用できる発展的で付加的な提案があるか	5	3	3.66
設営・運営・実施体制	提案内容を実施できる人員が確保されているか	5	4	4
	各工程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了にいたるまでの過程が明確に説明されているか	5	3.33	3.66
事業実績	本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか	10	10	10
府内企業	京都府内に、本店、支店又は営業所等を有しているか	5	1	1
価格点	満点 × (最低価格/提案価格)	15	14.98	15
合計		100	78.28	79.97
順位			2	1

公募型プロポーザル方式による業者選定の評価及び候補者選定結果等の公表について

令和元年12月17日

調達機関名	京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室
-------	----------------------

案件名称	地域子育て環境充実度を「見える化」するためのツール開発に向けた測定要素の検討業務委託
------	--

	公益財団法人中国地域創造研究センター	総合点	79.97
--	--------------------	-----	-------

参加者名称 (五十音順)	EY新日本有限責任監査法人
	公益財団法人中国地域創造研究センター

候補者の選定理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書を的確に踏まえ、具体的で実現性のある提案である。 ・業務を遂行する体制が整っており、類似事業業務実績を生かした遂行が期待できる。 	

	所属名及び役職名等	氏名
外部有識者名	NPO法人子育ては親育て・みのりのもり劇場 理事長	伊豆田 千加
	公益財団法人京都地域創造基金 専務理事・事務局長	可児 卓馬
	精華町健康福祉環境部 子育て支援課 副課長	幾島 秀樹

